

健康 3 - 1

許認可等の内容	要保育児童以外の児童の入所		
根拠法令及び条項	鳥取市保育所条例第3条		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	15 日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 1 対象児童 本市の住民基本台帳に記載されている者で、3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童 2 実施施設 地域における要保育児童を入所措置基準によりすべて措置した後、その保育所がなお受け入れ態勢に余裕がある場合で、入所により職員増を伴わない施設 3 実施期間 最長1年間とする。 4 入所、退所手続 要保育児童の例による。 5 使用料 入所しようとする保育所における3歳以上の保育児童に係る給食費として定める額と同額。ただし、月の途中において入退所したときは、要保育児童の例による。			
変更日 令和元年10月1日			

健康 3-2

許認可等の内容	保育料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則第5条第1項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	15日	設定日	平成27年4月1日
審査基準 保育料の減免は、次に定めるところにより行うものとする。			
理由	適用範囲	減免率等	適用
死亡	1 扶養義務者が死亡し、他に所得がなく生計困難な場合	全免	減免期間は、原則として減免申請のあった日の属する月（その月分を納入済のときは、その翌月）から当該年度の保育実施期間内（減免事由が消滅したときは、その消滅した日の属する月まで）とする。
	2 扶養義務者が死亡し、他に所得があるも生計困難な場合	7割内外	
	3 家族の死亡により多額の出費（療養中の出費を含む。）を要し、生計困難な場合	3割内外	
疾病	1 扶養義務者が疾病にかかり、他に所得がなく生計困難な場合	全免	
	2 扶養義務者が疾病にかかり、他に所得があるも生計困難な場合	7割内外	
	3 家族が疾病にかかり、医療費の出費多額にして、生計困難な場合	3割内外	
失業・廃業	1 扶養義務者が非自発的な理由又は事業上の甚大な損失による廃業等により失業し、他に所得がなく生計困難な場合	全免	
	2 扶養義務者が非自発的な理由若しくは事業上の甚大な損失による廃業等により失業し、他に所得があるも生計困難な場合又は申請日から起算して1年以内に扶養義務者が非自発的な理由若しくは事業上の甚大な損失による廃業等により失業し、前年に比して収入が著しく減少したため生計困難な場合	再判定による収入見込み額によって階層区分の認定を行った場合の当該階層の徴収金額相当額に減額する。（ただし、7割内外を上限とする。）	
天災火災等	1 資産の全部を失った場合 2 資産の50%以上を失った場合 3 資産の30%以上を失った場合 4 資産の10%以上を失った場合 5 収穫の80%以上を失った場合 6 収穫の50%以上を失った場合	全免 6割内外 3割内外 1割内外 7割内外 3割内外	
特別な事情による扶養義務者の変更	扶養義務者が拘禁される等により、扶養義務者を変更して取り扱うべき特別の事情があると市長が認める場合	拘禁された扶養義務者等を除いた前年の所得税及び前年度の市町村民税の課税状況等によって階層区分の認定を行った場合の当該階層の徴収金額相当額に減額する。	
東日本大震災に伴う被災	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業実施要綱（平成26年5月15日付け雇児発0515第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによる。	全免	

健康 3 - 3

許認可等の内容	使用料の減額		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法に基づく支給認定教育・保育等の提供に係る鳥取市立保育所及び幼稚園の使用料の徴収に関する条例第3条		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	15 日	設 定 日	平成 27 年 4 月 1 日
審 査 基 準 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則第5条第1項の保育料の減免の審査基準による。			